

**令和3年**

**老岐市議会定例会3月会議議案**

(令和3年3月2日提出分)

## 令和3年壱岐市議会定例会3月会議議案

- 議案第9号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について
- 議案第10号 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第12号 壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 壱岐市敬老祝金条例の一部改正について
- 議案第14号 壱岐市介護保険条例の一部改正について
- 議案第15号 壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について
- 議案第17号 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第18号 令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第19号 令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 令和3年度壱岐市一般会計予算
- 議案第25号 令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 27 号 令和 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算

議案第 28 号 令和 3 年度壱岐市下水道事業特別会計予算

議案第 29 号 令和 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算

議案第 30 号 令和 3 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算

議案第 31 号 令和 3 年度壱岐市水道事業会計予算

議案第9号

壱岐市附属機関設置条例の一部改正について

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

市長の附属機関のうち壱岐市行政区設置検討委員会を廃止し、教育委員会の附属機関として壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会を新設する必要があるため、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例

壱岐市附属機関設置条例（平成18年壱岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表ア市長の附属機関の部壱岐市行政区設置検討委員会の項を削る。

別表イ教育委員会の附属機関の部に次のように加える。

壱岐市文化財展示施設 再編計画検討委員会	文化財展示施設の再編計画について協議し、及び 検討すること。
-------------------------	-----------------------------------

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

教育委員会の附属機関として、壱岐市文化財展示施設について審議する委員会を設置するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

壱岐市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成  
16年壱岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

39	スポーツ推進委員	日額	5,700
40	奨学生選考委員	日額	5,700
41	いきっこ留学制度運営委員	日額	5,700
42	学校給食運営委員	日額	5,700
43	盈科小学校学校医、石田小学校学 校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中 学校学校医	年額	192,000
44	前項以外の市内小中学校学校医	年額	128,000
45	盈科小学校学校歯科医、石田小学 校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校 歯科医、芦辺中学校学校歯科医	年額	183,000
46	前項以外の市内小中学校学校歯科 医	年額	122,000
47	学校薬剤師	年額	30,000
48	幼稚園園長	年額	77,000
49	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000

50	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	42,600
51	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
52	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	37,300
53	幼稚園薬剤師	年額	18,700
54	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
55	前項以外の市内公立認可保育所、 へき地保育所及び認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く。)嘱託 医	年額	42,600
56	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
57	前項以外の市内公立認可保育所、 へき地保育所及び認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く。)嘱託 歯科医	年額	37,300
58	石田こども園嘱託医	年額	128,000
59	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
60	石田こども園薬剤師	年額	18,700
61	生活保護嘱託医	月額	52,000
62	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
63	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
64	産業医	年額	120,000
65	その他の附属機関の構成員及び非 常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

」を

39	壹岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	委員長	日額	6,100
		委員	日額	5,700
40	スポーツ推進委員		日額	5,700
41	奨学生選考委員		日額	5,700
42	いきっこ留学制度運営委員		日額	5,700
43	学校給食運営委員		日額	5,700
44	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医		年額	192,000
45	前項以外の市内小中学校学校医		年額	128,000
46	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医		年額	183,000
47	前項以外の市内小中学校学校歯科医		年額	122,000
48	学校薬剤師		年額	30,000
49	幼稚園園長		年額	77,000
50	郷ノ浦幼稚園嘱託医		年額	128,000
51	前項以外の市内幼稚園嘱託医		年額	42,600
52	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医		年額	122,000
53	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医		年額	37,300
54	幼稚園薬剤師		年額	18,700
55	武生水保育所嘱託医		年額	128,000

56	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医	年額	42,600
57	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
58	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	37,300
59	石田こども園嘱託医	年額	128,000
60	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
61	石田こども園薬剤師	年額	18,700
62	生活保護嘱託医	月額	52,000
63	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
64	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
65	産業医	年額	120,000
66	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第11号

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について

壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方交付税の減等による財源不足に対し、今後、さらに財政改革に取り組まなければならない中で、市の財政状況に寄与するため特別職の給料の減額について特例を定めるものである。

## 壱岐市長等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号。以下「市長等給与条例」という。）に規定する市長、副市長及び教育長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の給料月額の減額)

第2条 市長、副市長及び教育長の給料の額は、令和3年5月から令和6年3月までの間に係るものに限り、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長等給与条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、市長等給与条例第2条に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。

(壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例及び壱岐市長等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例（令和2年壱岐市条例第21号）

(2) 壱岐市長等の給与の特例に関する条例（令和3年壱岐市条例第1号）

議案第12号

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

一般社団法人長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の改定に伴い、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例（平成16年壱岐市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条中「獣医師手当」の次に「、指定獣医師技術手当」を加える。

第5条中「指定獣医師手当」を「指定獣医師技術手当」に、「1頭125円以内」を「1頭当たり一般社団法人長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の2分の1以内」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行つた自衛防疫業務に対する指定獣医師技術手当の支給について適用し、同日前に行つた自衛防疫業務に対する指定獣医師技術手当の支給については、なお従前の例による。

議案第13号

壱岐市敬老祝金条例の一部改正について

壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

敬老事業の見直しにあたり、昨今の社会情勢を鑑み、敬老祝金について所要の改正を行うものである。

## 壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例

壱岐市敬老祝金条例（平成16年壱岐市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の4月2日から次年度の4月1日の間において、77歳」を「において」に改める。

第3条中「の提出した敬老祝金支給申請書（別記様式）」を「が提出する祝金の支給に係る申請書」に改める。

第4条の表77歳の項を削り、同表88歳の項中「20,000円」を「10,000円」に改める。

別記様式を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第14号

壱岐市介護保険条例の一部改正について

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の設定について、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例

壱岐市介護保険条例（平成16年壱岐市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「36,800円」を「38,900円」に改め、同項第2号中「44,200円」を「46,700円」に改め、同項第3号中「55,300円」を「58,400円」に改め、同項第4号中「66,300円」を「70,000円」に改め、同項第5号中「73,700円」を「77,800円」に改め、同項第6号中「88,400円」を「93,400円」に改め、同項第7号中「95,800円」を「101,200円」に改め、同項第8号中「110,600円」を「116,800円」に改め、同項第9号中「125,300円」を「132,300円」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,300円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,900円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,500円とする。

第5条第5項から第8項までを削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第15号

壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部改正について

壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

長島漁民住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例（平成20年壱岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 名称 蔵谷漁民住宅
- (2) 位置 壱岐市勝本町西戸触141番地24

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。